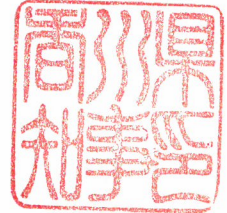


5 土監第 195551-002 号
令和 6 年 2 月 1 日

森崎工業株式会社
代表取締役 森崎 敏彦 様

香川県知事 池田 豊人



再苦情の申立てについて (回答)

令和 5 年 12 月 7 日付けで貴社から申立てのあった「丸亀競技場熱源機器改修工事」(以下「今回案件」という。)に係る再苦情の申立てについては、香川県建設工事等における入札・契約過程に係る苦情申立てに関する要領第 6 条第 2 項に基づき、香川県入札監視委員会に審議を依頼していたところ、下記のとおり報告がありましたので回答します。

記

香川県が発注する設計金額 3,000 万円以上の工事については、入札後審査型一般競争入札方式を採用している。

この方式では、入札前の申請手続きを簡略化するため、まず開札を行い、落札者の決定は保留としたうえで、応札者全員の入札参加資格等の確認を行うこととしている。

このため、低入札については、開札を行った時点で確定することとなり、上記の入札参加資格等の確認結果の影響を受けることはない。

申請者については、令和 5 年 6 月に入札した「仲多度合同庁舎本館トイレ改修工事」において、応札額が低入札価格調査基準価格を下回っていたことにより、開札を行った時点で低入札が確定したことから、今回案件に係る総合評価において、「過去 180 日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり」として減点が行われたものであり、適正な対応であったと考えられる。

今回の再苦情の申立てに対する意見は以上のとおりであるが、今後、県におかれては、事業者にとって、より分かりやすい制度運用に努められたい。